

(仮称) 台東区駐車場整備計画検討委員会設置要綱

6台都第1015号

令和7年2月3日

(設置)

第1条 駐車場整備の在り方を示す「(仮称) 台東区駐車場整備計画」(以下「整備計画」という。)の策定に向けた検討を行うため、(仮称) 台東区駐車場整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 区長は、次に掲げる事項について、委員会の委員から意見を聴取するものとする。

- (1) 整備計画の策定に関する事項
- (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) その他東京都台東区長(以下「区長」という。)が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条に掲げる者のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他委員長が指定する方法により会議を行うことができる。
- 4 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議及び会議録等の取扱い)

第6条 委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下これらを「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長が特に必要があると認めたときは、会議録等を公開しないことができる。

(任期)

第7条 委員長、副委員長及び委員の任期は、第1回の委員会の日から整備計画の策定が終了する日までとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、都市づくり部都市計画課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年2月5日から施行し、整備計画の策定が終了する日をもって廃止する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に最初に開催される会議は、区長が招集する。

別表(第3条関係)

委員	上野警察署 交通課長
委員	浅草警察署 交通課長
委員	蔵前警察署 交通課長
委員	下谷警察署 交通課長
委員	東京都都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長
委員	東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課長
委員	台東区 都市づくり部長
委員	台東区 土木担当部長